一、従前の歩合制を廃し現在より減收せざる固定給制を制定すること

二、勤務時間を八時間とし時間外勤務に對して一時間に就き一歩増を支給すること

三、中元年末の賞與は最低日給十五日分を支給すること

四、年二回の定期昇給をすること

五、月三回の有給公休を給し會社の都合に依る强制公休に對しては日給全額支給のこと

六、車掌の最低日給七拾錢とし勤續年限に應じて加給すること

七、退職手當制を確立のこと但し勤續六ケ月以上は十日分、一年以上は一年を増す毎に十五日分

八、事故費は會社全額負擔のこと

九、大事故に依る就業停止期間中は修繕工として就働せし